

## 「地方議会のあり方に関する研究会」開催要綱

### 第1 目的

地方議会制度については、近年、議会の機能等を強化し、その自主性・自立性を高める制度改革が累次にわたって行われている。

また、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大されることに伴い、地方議会に期待される役割は一層重要なものとなってくる。

その一方で、地方議会の現状については、その果たすべき役割を十分に果たしていないのではないかなどの指摘が見られることから、地方議会の抱える課題や各議会の取り組み事例等を踏まえて、今後の地方分権時代にふさわしい地方議会のあり方に関する研究会を開催する。

### 第2 名称

本研究会は、「地方議会のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

### 第3 構成

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

### 第4 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

### 第5 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

### 第6 その他

研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課が行う。